

平成18年度第13回庁議 会議録

[日 時] 平成19年1月11日(木) 午前8時30分～午前10時12分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、収入役、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

- (1) 部局のミッション宣言について (市長)
- (2) 情報連絡体制について (企画部)
- (3) 税の歳入見通しについて (総務部)
- (4) 審議会等への女性の参画率向上について (市民部)

3 連絡事項

- (1) 年度替わりの臨時開庁について (市民部)

1 市長あいさつ

平成19年度の予算査定を昨日から行っておりますが、年度末に向け遺漏のない対応をお願いします。

駅前土地区画整理事業の補償費問題については、警察への捜査協力ということで、関係職員がそれぞれ説明を行っております。業務への影響もあろうかと思いますが、はっきりしなければならぬ課題ですので協力をよろしくお願いします。また、本日1時30分から記者会見を予定しております。説明内容は、一つは「警察の捜査に協力していること。」、二つ目は「疑惑のある15件分については供託する。」という方針であることです。捜査上のことは別として、行政として自分達で確認できたことは情報提供していこうというスタンスで望んでいきたいと考えております。それともう一つ、本日の記者会見で発表しますが、先に各部局長に話しておきます。実は、マンションの所有者から、「補償金を返したい。」というような申し出が電話できております。しかしながら、私たちは被害届出を出し、全容解明を最優先として対応することとしておりますことから、その申し出にはお断りしております。全容解明をし、損害賠償として返してもらわなければならないものがあれば返していただくということが筋であり、個別の話は後の問題であるということで対応しますから、各部局長もご承知おきください。

さて、本日の庁議は、新年になり初めての庁議となりますが、今年もこの庁議を「本市行政執行

の最高方針決定のための審議の場」と位置付け、活性化を図っていきたいと考えておりますので、活発なご意見、ご質疑をお願いします。

それでは、議事に入ります。

2 議 事

(1) 部局のミッション宣言について(市長)

市長 年末の訓示で各部、各課のミッション(使命)を考えておくようにとの宿題をお願いした。皆さんにミッションの作成をお願いしたのは、去年、鳥取県の片山知事のお話を身近で聞く機会があり、自分の考えと共通するところが多々あったが、その中で「各部局、各課でミッションを考えることが、非常に良い効果をもたらす。」ということ聞いたことが元となっている。ミッションを見せてもらったが、私の説明不足もあり、皆さんに提出してもらったミッションは、理念的なミッションと部の運営方針的なミッションが混在している。部局の執行方針については、去年も4月の庁議で出してもらっており、これはこれで大事なことであるが、私が今回求めているのは、「市民の皆様に対して、我が部の使命、目的はこれですよ。」ということを宣言してほしいということである。新居浜市政の今のミッションは、原点に戻ると、第四次長期総合計画の目指す都市像「～共に創ろう～心と技と自然が調和した誇れる新居浜」を作ることであり、それが市民に対する宣言となっている。部のミッションも、部の仕事として市民に誇れるような使命を宣言できるようなものにしていただきたい。そのためには、短い言葉で分かり易い方が良く考えており、例えば、水道局の考えたミッションの中で言えば「安全で良質な水を安定供給します。」、市民部では「市民と行政の協働の架け橋になります。」というようなものであり、このようなものを目指してもらいたい。各部の職員もすぐ口から出せるようなものにしていただきたい。そのミッションを明らかにして、そのミッションを達成するための具体的な目標や課題を設定していくという形となる。もう一度、市民に対して宣言できるような分かり易いものにしていただきたい。先ほども言ったが、市政の使命は「誇れる新居浜を作る。」ということであり、自分達の部局の仕事が誇れる仕事であり、新居浜作りに繋がるということを基本にしていただきたい。では、昨日までに提出してもらったものをたたき台として、もう一度、部局長としてではなく、部局としてのミッション、部局として目指していくものを練り直していただきたい。提出時期等については、後日改めて指示する。

何か質問等があるか。ないようなら、次の議題に移る。

(2) 情報連絡体制について(企画部)

市長 情報連絡体制について、案(考え方)を企画部からお願いする。

<企画部(事務局)から、別紙資料「情報連絡体制について」に沿って説明>

市長 何か質問等はあるか。

経済部長 この情報連絡体制は、危機管理的な機能を付与したもの、意識したものでですか。

市長 そのとおりである。その現場、現場での情報としては大きな事件にはならないのではないかという判断になっても、同じようなことが方々で起こっているとそれを集めると一つの流れができてきているということがあり、後で気づくことがある。現場で何か大事か、大事でないかが判断しづらい場合があり、課所長は週一回という決めた形で報告してくださいよということでスターとしたい。

経済部長 企画部の説明では、行政改革推進課が危機管理室機能を付与されているものと受けとられるが、危機管理ニュースというようなものを幹部職員、管理職員に配布して危機管理の意識を徹底させるなど、発展させてはどうか。また、組織防衛ということで、漠然として申しわけないが、報告を受けた段階で、相互的に間違いがないかなど自動的に内部牽制できるようなシステムができれば良いと考えます。

市長 参考にさせていただく。経済部長、企業的な危機管理について、後で聞かせてほしい。行政改革推進課はマスコミに対する広報の担当であるため、そういう意味で事前に情報を知っておいて整理させておきたいということである。

福祉部長。福祉部は現場が多いがどう思うか。

福祉部長 課長レベルで、大したことはないだろうと自己判断することがある。良い情報は別として、市長に報告するかどうかの判断は自分がするので、悪い情報は些細なことでも自分に報告するように言ってきた。この1年間そのつもりでやってきたが、思わぬところから綻びが出てくることが多い。

市長 「市長への報告の流れ」については、最初は、「課所長から部局長へ、部局長から市長等へ」報告するという流れ、部局長が整理して市長等（助役・収入役）へ報告するということも考えたが、今回の案は、課所長が部局長と市長等へ並列で報告するというにしている。詳細な報告は、別途部局長からしてもらおうという考え方である。私からの支持は、部局長へ、部局長から課所長へとなるが、報告は部長が整理することは大変と考えてこの案にしている。部長として、市長等へ報告する前に整理した方が良いか。

福祉部長 同時報告で良いと思います。一つ気になることがあります。市長への報告と同時に、助役・収入役に報告することになっているが、三役ともお忙しく物理的に困難であると思いますが。

事務局 メールみたいなもので送信するような形にしたいと考えています。課所長より送られた情報を、助役、収入役も同時に見れるというものにしたいと考えております。

市長 報告のラインは、ペーパーレスとなる。もちろん、後で口頭等の報告を求めることがある。

教育委員会事務局長 「市長への報告の流れ」のシステムの構築の段階で、教育委員会の関連については教育長への報告も入れていただきたい。

事務局 当然そうしなければならないことで、申し訳ありませんでした。

市長 教育委員会だけでなく、港務局では港務局委員会委員長への報告が必要となる。

事務局 システム構築の段階で、各部局にご相談いたします。なお、2月1日ぐらいにはこのシステムを稼働したいと考えております。

港務局事務局長 市長からの指示のことですが、指示は部局長だけでなく、並行して、直接、課所長にもした方が良いと思います。部局長が出張等で不在のことも考えられるので、指示ラインも複数化した方が危機管理としては良いのではないかと考えます。

市長 考えてみたい。では、この案を基本として、これまでの意見を反映していくことにする。

他にないか。ないようなら、次の議題に移る。

(3) 税の歳入見通しについて(総務部)

市長 税の歳入見通しについて、総務部から説明をお願いします。

<総務部長が、別添資料「平成19年度市税調定額及び歳入額見込み一覧表(別表1)」、「平成18~28年度市税収入額見込み一覧表(別表2)」、「市税見込み(10ヵ年)(別表3)」に沿って説明>

自主財源である市税は、平成18年度当初予算では、一般会計歳入予算の41%の構成比率となっており、ここ数年は、税制改正や景気回復、上昇の影響を受け、基幹税である市民税は増加し、固定資産税については、ほぼ横ばいの状況となっている。

平成18年度の歳入見通しは、景気の回復を受け、住友企業(特に住友金属鉱山(株)住友化学(株))の業績好調に加え、税制改正を反映し、前年度決算額に対し、11億7,500万円余り増加となる見通しである。{別表1}

それでは、平成19年度の市税歳入見込額189億1,200万円のうち、現年度課税分について、各税目の概要を説明する。歳入見込額算定における前提条件として、現行制度を基本とし、また平成17・18年度及びこのほど発表された平成19年度税制改正大綱に基づく税制改正を織り込んで歳入見込額を算定している。

まず、個人市民税について説明する。均等割の納税義務者は、平成18年度は、65歳以上の者に係る非課税措置の廃止や、公的年金等控除のうち、65歳以上の者に係る上乗せ措置廃止などにより、前年度比約5千人と大幅に増加し、調定見込額は1億5,213万8千円と見込んでいる。平成19年度は、65歳以上の者に係る非課税措置の廃止に対する経過措置により本来税額の3分の2が課税となるため、調定見込額は、18年度決算調定見込額の9.8%増の1億6,700万円と見込んでいる。次に、給与所得、事業所得、雑所得及び譲渡所得等に係る所得割については、平成18年度は、景気の緩やかな回復に伴う給与所得の増加、定率減税の縮減、65歳以上の者に係る非課税措置の廃止に対する経過措置、公的年金等控除のうち65歳以上の者に係る上乗せ措置廃止や高齢者控除の廃止などにより、所得割の納税義務者は、対前年度比で5,250人(11.07%)増加しており、調定見込額は43億938万1千円と見込んでいる。平成19年度の調定見込額は、所得税から住民税への税源移譲による所得割の税率のフラット化が実施され、所得割の税率が市民税6%、県民税4%の一律10%となる。また、定率減税の全廃、65歳以上の者に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置、さらに税源移譲に伴う各種調整措置等の大幅な税制改正が実施される。それらに加え所得推計に当たり平成18年の春闘・人事院勧告の影響を加味し、1

8年度決算調定見込額の24.5%増の53億6,400万円で見込んでいる。

次に、法人市民税についてである。均等割については、例年大きな変動もなく安定的に推移しており、平成19年度も18年度決算調定見込額と同程度の3億3千500万円と算定している。税割については、景気動向や企業の業績に大きく左右されるが、全体としては回復基調に大きな変化はなく、現時点で景気が腰折れする懸念は極めて小さく、消費に弱さが見られるものの回復が続いている。平成18年度については、企業の生産活動は高水準にあり、利益も持ち直してきており、雇用環境にも明るい動きが広がっているが、企業部門の業況感や設備投資には一部に慎重な姿勢がみられるほか、業種間や地域間には格差も見受けられる。先行きについては、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる。他方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には、留意する必要がある。住友化学、住友金属鉱山及び住友重機械工業の住友3社の税割調定額は、年度ごとで非常に変動が激しく、調定額全体に与える影響も大きいものがある。19年3月期の見通しでは、中国経済の引き続き良好な業績を確保できるものと見込まれるが、米国経済の減速や原料価格のさらなる上昇、原油価格の動向などの懸念要因や素材価格の上昇等の懸念材料があるため、住友3社の調定見込額を18年度決算調定見込額の19.6%減の9億1,588万5千円としている。また、住友3社以外の企業景気動向については、業種間或いは、地域間においても先行きが不透明であり、依然として厳しい環境が続き、企業の二極化が予想されている。そのため調定見込額は、18年度決算調定見込額の24%減の13億3,672万8千円を見込んでいる。平成19年度の法人税割額の全体の調定見込額としては、18年度決算調定見込額の22.5%減の22億5,261万3千円としている。

次に、軽自動車税の平成19年度の課税台数は、これまでと同様に原付等が減少、軽四乗用車が増加すると予想されるが、全体で見れば前年度から0.76%とわずかに減少すると見込んでいる。調定見込額では、引き続き税率の高い軽四乗用車が増加する見込みのため、18年度決算調定見込額の約0.03%増の2億3,979万4千円を見込んでいる。

次に、市たばこ税は、禁煙運動の高まりから、売り渡し本数は減少傾向で推移しており、消費動向としては、平成15年4月1日から健康増進法が施行となったことから健康面への悪影響を反映し、喫煙人口が減少傾向にあり、今後とも減少傾向は続くものと考えられる。平成18年度は、たばこ税の引上げ(平成18年7月1日以降売り渡し分)による買い控えや禁煙者の増加などにより、消費本数は大幅に減少するものと予想される。平成19年度も引き続き減少傾向が続くものと考えられるが、税率のアップがあるので調定見込額は18年度決算調定見込額の1.94%増の8億8,472万9千円を見込んでいる。

次に、固定資産税について。平成19年度の税制改正における「減価償却制度」の見直しに関連して、固定資産税の償却資産については、資産課税としての性格を踏まえ現行の評価方法を維持することから、第1に新たな償却方法が導入されても現行の「減価率」が維持されること、第2に償却可能限度額が1円までとされても取得価格の5%までという現行の最低限度が維持されること、第3に耐用年数については、耐用年数の短縮される場合の償却資産については、平成19年度分の課税については現行の耐用年数が適用されることからその影響はないが、平成20年度分以降の課税については、一部短縮された耐用年数が適用されることとなる。その他、「土地税制」、「家屋税

制」については、今回の税制改正において大幅な見直しはないが、「安心・安全のための税制」として「住宅のバリアフリー改修促進税制」が創設されることになっている。

平成19年度の固定資産税の調定見込額は、総額で約87億1,510万円、18年度決算調定見込額の1.46%の増収を見込んでいる。まず、土地の調定見込額は18年度決算調定見込額の0.67%減の約34億7,498万円を見込んでいる。愛媛県下の地価調査において、平成4年以降15年間連続下落してきた「商業地」、平成9年以降10年連続下落してきた「住宅地」であるが、本市においても同様の傾向があった。しかしながら、平成6年度に導入された「宅地の正常売買価格の7割評価」にともない、納税者の急激な負担増を抑制するための「負担調整措置」により、平成15年度までは安定的な税収を維持することができていたが、平成16年度以降は地価下落の影響が反映して税収にも影響が出はじめていた。さらに、平成16年5月の「線引き廃止」により、旧市街化農地が、宅地並み課税から一般農地課税に変わり、固定資産税・都市計画税ともに大きな減収(約1億1700万円の減収)を招いたが、景気の回復とともに地価の下落幅も緩やかなものとなっている。今後、20年度以降についても大きな増収を期待する要因はなく、地価下落の沈静化まではわずかずつながら減収するものと思われる。次に、家屋の調定見込額については、19年度は評価替えの翌年度にあたる第二基準年度であることから、在来分家屋の評価額は据置かれるため減失した家屋分の評価額を控除した上で、新增築された家屋の評価額を加算した価格に対して固定資産税を課税することから、18年度決算調定見込額の4.8%増の約29億3783万円を見込んでいる。具体的には、本市においては民間住宅投資が平成16年度末ころから徐々に増加傾向にあることに加え、平成18年7月、日銀の「ゼロ金利政策の解除」による住宅ローンの金利上昇を予測しての住宅建築の駆け込み需要(対前年比:面積3.8%増、評価額1.5%増)があるとともに、「住友関連企業」の新規プラント建設の継続、大型流通施設の新設整備などもあり、先ほど申し上げた決算調定見込額となっている。20年度以降についても、評価替えを実施する基準年度には減収はするものの漸次的増収が見込まれる。次に、償却資産については、冒頭で説明したように、今回の税制改正は19年度の税収に直接影響を及ぼすものではないが、20年度以降については今後の動向を見極める必要があるのではないかとと思われる。平成19年度の調定見込額については、本市償却資産の50%以上を住友関連企業が占めているが、住友化学(株)及び住友金属鉱山(株)が共に大規模プラントの増設を維持継続することから、18年度決算調定見込額の0.62%増の約23億228万円を見込んでいる。次に、都市計画税の調定見込額については、18年度決算調定見込額の1.38%増の約10億4,990万円を見込んでおり、土地・家屋ともに固定資産税と同様な動きとなるものと推察している。

平成20年度以降の歳入見通しについては、まず、市民税関係については、平成17、18年度税制改正に伴う年齢65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置の廃止、地震保険料控除の創設及び19年度税制改正予定の上場株式等の配当等及び譲渡所得等の軽減税率の廃止等々の改正が予定されている。また、住友各社の業績が好調であると見込まれるが、2007年問題といわれている団塊の世代の定年退職や少子高齢化に伴う納税義務者の減少による要因があり、また、20年度以降、各企業の業績を的確に予測することが困難な状況であることから、別表2で示しているように、税目でのバラツキはあるが減少見通しとなっている。

次に、固定資産税関係については、先ほど説明したように、「償却資産」に係る固定資産税については、一部耐用年数の短縮にともなう影響が懸念されるところであるが、その具体的内容、税収額については、今後の動向を見極めながら検討していかなければならないものと考えている。次に、「土地」については、現在の景気が維持することができれば、今後3年前後で本市の地価下落も沈静化するのではないかとの見解もあることから、平成22年度頃からは固定資産税、都市計画税ともに税収への影響もなくなるのではないかと期待いたしている。次に、「家屋」については、評価替えを実施する基準年度（平成21年度、平成24年度、平成27年度）においては、在来分家屋の経過年数による減収が考えられるところではあるが、第二年度・第三年度については新增築家屋分の増収があるため、3年間の1基準年度間においては、固定資産税・都市計画税ともに、漸次、増収するものと推測している。また、今後の「住宅ローン」の金利上昇前には、逐次一時的な駆け込み需要が考えられるほか、消費税率の引き上げが懸念される平成23年度税制改正時にも駆け込み需要が考えられるところでもある。さらに、本市が平成14年度から着工している「駅前土地区画整理事業」区域内においても平成24年度ころまでは、住宅投資が継続されることが予測され、比較的安定的な増収を維持できるものと期待している。

次に、徴収率であるが、今まで説明した調定見込額に徴収率を乗じた金額が税収見込額となる。従って、徴収率の設定が重要となる。市税歳入見込額算定に要する徴収率設定については、現時点の徴収率を基準に税目ごとの率を予測し、平成18年度の徴収率を93.03%と設定した。平成19年度見込については、平成18年度決算見込と同率で税目ごとに予測した率で算出したが、法人市民税の大きな伸びによる影響を受け93.85%としている。平成20年度以降の徴収率の設定については、税制改正、景気動向等において不透明な部分が多く予測が難しいこと、また全体徴収率が法人市民税の動向に大きく左右される可能性が大きく、平成18年度以上の伸びが期待できない状況であることから、平成20年度においては、92.90%、21年度以降は法人市民税の減少予測に伴う率の低下を考慮した徴収率を見込んでいる。{別表3}

以上、平成19年度の市税徴収見込みを中心に説明した。

市長 個人市民税において、税源移譲（所得税から市県民税への移譲）などの税制改正による増収分と景気回復等による増収分がどうなっているか明確にしておくように。また、皆さんに言うておくと、税源移譲等によって税収が増加しても、地方交付税などが減額されるということを忘れないように。

質問等はないか。ないようなら次の議題に移る。

（3）審議会等への女性の参画率向上について（市民部）

市長 審議会等への女性の参画率向上について、市民部から説明をお願いします。

<市民部長が、別添資料「委員会・審議会等への女性の登用状況」、「えひめの参画率」、「参画率50%を達成するための具体策」に沿って説明>

市民部から各部局長さんへのお願いということで説明させていただく。女性の審議会・委員会等への参画率については、後期戦略プランにおいて平成22年度で50%という最終目標を設定している。また、中間年の平成17年度で30%を見込んでいたが、現在29%で、中間年の目標に達する前のところで足踏みしている状況であり、後、全庁の審議会等の中で18人女性が増えると3

0%に達し、189人増えると40%に達することになる。ちなみに、愛媛県の審議会等においては、平成18年10月1日現在で38.6%である。審議会等への女性の登用促進要綱を制定しており、この要綱に基づいて女性の参画率を向上させようとしてきたが、困難な状況となってきている。要綱の第4条第3項では、「男女共同参画担当部長は、必要に応じ、部局長へ登用計画の調整を求めることができる。」となっている。そこで、皆さんにお願いし、努力していただきたい。この3月から4月にかけて審議会等の委員の任期が満了し新しい委員を選出することが多くなると思うが、選出にあたって、団体推薦の委員については、「積極的な女性の推薦をお願いしたい。」また、学識経験者から選出される委員については、「特別に女性の委員の登用に配慮してもらいたい。」というような文書を入れていただきたい。「の長」となっている場合は、条例、規則等を変更しなければならないが、できるところから変更していただきたい。とりあえず30%は超えたいと考えている。追って、男女共同参画課から各課所長に依頼文を出すので、よろしくお願ひしたい。

市長 各部局長、まずは審議会等への女性の参画率が30%を超えるよう努めてもらいたい。質問等はないか。ないなら、本日の議題については以上で終了する。
何か連絡事項はあるか。

2 連絡事項

市民部長 昨年の4月1日・2日は土日ということで、年度始めの就職、転勤、入学などによる転出、転入等をする市民の皆様の便宜を図るため、1階、教育委員会の一部、生活環境課など市役所の一部の窓口を臨時開庁した。本年は3月31日が土曜日、4月1日が日曜日になるため、昨年を引き続き、土日の臨時開庁を前向きに対応したいということで、市民部では職員と話し合った結果、実施しようということになった。3月31日については利用者が非常に少ないことが予測され開庁するかどうかの問題もあるが、4月1日は開庁しようとして、先般福祉部長と相談したが、市民部と福祉部が中心になって協議をして、その方向性で対応させていただきたい。教育委員会、生活環境課など他の部局の皆様とは改めて協議させてもらいたいと考えている。3月の市政だよりに掲載しなければならないため、今月までには決定したいと考えている。

事務局 選挙管理委員会事務局より愛媛県知事選挙の期日前投票の状況報告などを依頼されておりますが、後でメール送信いたします。

市長 他に連絡事項、質問等ないか。では、これから冒頭に言った予算査定を行うことになっているが、年度末に向けた今年1年の各課の一課一改善や目標管理などの進捗状況を確認して、遅滞なく達成できるように指示をお願いしたい。これで第13回庁議を終わる